

令和8年1月13日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 調達番号 理002
- (2) 請負の表示 ブルカージャパン株式会社製 MALDIシステム autoflex maX 修理 1式  
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期限 令和8年3月31日
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-1  
国立大学法人大阪大学大学院理学研究科契約係  
電話 06-6850-5285
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和8年1月20日 17時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 仕 様 書

請負の表示：ブルカージャパン株式会社 MALDI システム autoflex maX 修理 1式

- 1 受注者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
- 2 請負の完了期限は、令和8年3月31日までとする。
- 3 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 4 本契約は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 5 その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

(仕 様)

### 1 請負等要領

- (1) 受注者は、当該装置設置場所に技術者を派遣し、本仕様書に基づく請負等を行うものとする。
- (2) 請負等の報告は、報告書によりこれを行うものとし、当該報告書は、国立大学法人大阪大学大学院理学研究科契約係へ提出するものとする。

### 2 交換部品

Pump, Turbo- HiPace 300 DN100 TC110 (ターボ分子ポンプ) 1式  
CARTRIDGEMCP-D=18-CS=3?M-PS=2?M-BA=12° (検出器) 1式  
HV POWER SUPPLY ±20KV 1式 (20kV電源) 1式

### 3 作業内容

- (1) 上記部品の交換を平日に実施
- (2) 上記部品交換以外にスポット点検 (メンテナンス) も実施する。
  - ・装置事前確認 (状態確認：ソフトウェアバージョン、真空度、シグナル等)
  - ・イオン源洗浄並びに各種調整及びメソッド調整
  - ・データ確認
  - ・その他、ブルカージャパン株式会社所定様式の点検報告書に基づいて実施する

### 4 特記事項

- ・受注者は、故意又は過失により建物・整備等に損傷を与えた場合、賠償の責めを追うものとする。
- ・受注者は本請負を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

以上

## 見 積 書

調達番号：理002

調達件名：ブルカージャパン株式会社製 MALDIシステム autoflex maX 修理 1式

見 積 金 額                      金                                      円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年    月    日

国立大学法人大阪大学    殿

住    所  
会 社 名  
氏    名  
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

## 物 品 修 理 契 約 書 (案)

修理すべき物品の表示 ブルカージャパン株式会社製 MALDI システム autoflex maX 修理 1 式  
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院理学研究科 研究科長 近藤 忠と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において上記の修理 (以下「修理」という。) について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づいて修理を行うものとする。

第 2 条 本契約に基づく修理物品 (以下「本物品」という。) は、国立大学法人大阪大学理学研究科において引き渡しをするものとする。

第 3 条 修理は、国立大学法人大阪大学理学研究科においてこれをするものとする。

第 4 条 修理の着手時期は、契約締結日とする。

第 5 条 修理の完成期限は、令和 8 年 3 月 31 日とする。

第 6 条 受注者は発注者に対し、修理完成通知書を国立大学法人大阪大学理学研究科契約係に送付する方法で交付するものとする。

第 7 条 請負代金は、修理の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第 8 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準に準拠するものとする。

第 9 条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第 10 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

発注者

大阪府豊中市待兼山町 1 番 1 号  
国立大学法人大阪大学大学院理学研究科  
研究科長 近藤 忠

印

受注者

〔住所〕  
〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕

印